

都市公園等に関する提言

都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園等の整備を促進するとともに、老朽化対策に係る財政措置を充実すること。

また、都市公園事業等の採択要件を緩和すること。

さらに、令和3年度以降についても都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業のバリアフリー化に対する補助制度を継続すること。

2. 緑地保全等のための支援制度の充実

(1) 都市自治体による緑地の用地取得、保全及び整備に係る財政措置を充実するとともに、地域の実情に応じた事業が適切に行えるよう支援すること。

(2) 都市における民有地等の緑地保全を図るため、保存樹林地等に対する相続税納税猶予制度など、土地所有者の負担軽減制度を見直すとともに、減税分の補填を着実に実施すること。